

第9回教育委員会会議

1 日 時 令和5年6月27日（火曜日）午後4時00分～午後5時40分

2 場 所 大阪市役所本庁舎屋上階 P 1 共通会議室

3 出 席 者

多田 勝哉 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理人

平井 正朗 教育長職務代理人

巽 樹里 委員

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

藤巻 幸嗣 教育次長

塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長

御栗 一智 東成区担当教育次長

福山 英利 教育監

川本 祥生 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

上原 進 教務部長

飯田 明子 生涯学習担当部長

大西 啓嗣 指導部長

有上 裕美 連絡調整担当課長

中野 泰志 教職員サービス・監察担当課長

比嘉 直子 生涯学習担当課長

乗京 慎二 初等・中学校教育担当課長

伊藤 純治 教育政策課長

柳澤 成憲 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当課長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣言

(2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名

(3) 案 件

議案第 54 号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第
三者委員会委員の委嘱について

議案第 55 号 本市における中学校夜間学級の再編にかかる方向性について

議案第 56 号 「識字・日本語教育基本方針」について

議案第 57 号 職員の人事について

議案第 58 号 職員の人事について

議案第 59 号 職員の人事について

議案第 60 号 職員の人事について

協議題第 15 号 教育振興基本計画の中間見直しについて

協議題第 16 号 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結
果に関する報告書（素案）」について

なお、議案第 57 号から第 60 号については、会議規則第 7 条第 1 項第 2 号に該当することにより、協議題第 15 号及び第 16 号については、会議規則第 7 条第 1 項第 5 号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第 54 号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和 5 年 7 月 1 日付で、1 名の臨床心理士の委員を委嘱するものである。今回委嘱する方は、臨床心理士、伊藤未青氏である。伊藤臨床心理士は、兵庫県でスクールカウンセラーとして活動した経験があり、子どもが抱える問題に関しての幅広い知見を有している。委員の任期に関しては、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第 3 条第 1 項で 2 年間と定められているため、委嘱期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 55 号「本市における中学校夜間学級の再編にかかる方向性について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

中学校夜間学級は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業された方、母国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の方などに対し、教育を受ける機会を保障するための役割を果たしている。本市では、現在市内中学校のうち 4 校に夜間学級を設置しているが、生徒の在籍状況については、全体的には減少傾向にある。一方で、令和 2 年度以降は外国籍生徒の急増、また不登校などの理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方が、学び直しの機会を求めて入学されるケースが増えている状況である。そのような中で、文の里中学校と天王寺中学校の課題としては、3 学年とも単学級で小規模化が進んでいること、特に文の里中学校では、ここ数年 20 人未満の生徒数となっているということ、また、天王寺中学校においては、日本語指導を要する生徒の増加や、夜間学級で使用している校舎の

老朽化が進んでいる等、施設面での課題もある。合わせて、この2校については、昼間部に通う中学生の増加による教室の不足も見込まれるというような状況がある。これらのことから、心和中学校に夜間学級を併設するに当たり、文の里中学校と天王寺中学校の夜間学級を統合し、さらにそれらを心和中学校に移転することにより2校の課題への対応に加え、指導体制を充実させることで不登校生徒や日本語指導が必要な生徒等の多様なニーズへの対応ができるものとする。これまでの対応も含め、再編に係るスケジュールを示している。令和3年11月に当時の在校生と教職員に対し、この統合移転計画の説明を、またそれ以降に新入生として入学を希望した際には、それらの方々に対し在学中に移転する計画があることを説明し、そのことを理解した上で入学していることから、今回計画どおり令和6年4月の心和中学校の開校に合わせ、2校の夜間学級の統合移転を進めてまいりたいと考える。今回の統合移転に際し、現在2校に在籍している生徒の皆さんは全員、来年度に新設される心和中学校に転籍をし、心和中学校に就学していただくことになる。一方で、両校で現在在籍が3年以上の方々については、その入学時にこの移転計画等の説明を行っていなかったことから、令和3年12月から翌年の3月にかけて、移転に伴って生じる通学上の配慮の必要性について、御一方、御一方に聞き取りを行ってきた。その聞き取りの内容から、高齢等が原因であるなど通学上の配慮が必要な方で希望のある方については、現在の天王寺中学校夜間学級で使用している教室を利用して、最長で令和8年度まで学びの場を提供してまいりたいと考える。なお、様々な理由により十分に義務教育を受けられなかった方々が、再び学ぶ場として中学校夜間学級が果たす役割は重要であると考えており、今回の再編後もニーズ調査を実施するなどした上で、本市としての中学校夜間学級のあり方については、引き続き適切な対応に努めてまいりたいと考える。

質疑の概要は次のとおりである

【大竹委員】 1点ですけれども、これだけ生徒数が減少傾向にあるという流れがあつて、やはり教員の体制というのは非常に大事だと思っています。再編による教員の充実とい

うことを掲げられておりますけれども、もう少し具体的に説明をお願いします。

【大西指導部長】 夜間学級に関しましても、規模によって教員の定数は同様の基準で配置される部分がございますが、この心和中学校につきましても、不登校特例校としても開校する予定でございます。その不登校特例校につきましても、時間帯については昼間部となっておりますが、昼から夜、現在の夜間学級の授業時間帯も含めて、その時間帯に合わせた体制を整える予定でございますので、そういった交流も含めて教員の体制強化にはつながるものかと考えてございます。

【大竹委員】 今の点ですが、現行の2校については、どのような状況になっているか分かりますか。

【大西指導部長】 現在ということですね。

【大竹委員】 はい。

【大西指導部長】 現在は、それぞれ学級規模としましては、ここにありますよう3学級単学年の規模感になっておりますので、それに見合った教員の配置が行われておるという状況でございます。

【栗林委員】 私個人、教育委員の1人として、現状の文の里中、それから天王寺中にある夜間学級をこのまま持続するように、こうした案には同意されないようお願いしたいという申し入れを受けました。その論点はどういうところにあるのかというと、私自身の推測の部分もあるのでございますけれども、これまで経験してきた点もあります。同僚の1人が天王寺中学校の卒業生で、夜間中学の卒業生ではなく昼間の卒業生で、随分お年をめした方たちが中学校に来られるとおっしゃっていました。自分たちが帰る頃になって来られる場合もあるし、授業をやっているときに来て意見交流をすることもあって、それは夜間学級で学ばれる方たちにとっても恐らく心の慰めになった点があるだろうし、自分たち自身にとっても世の中を中学校の段階で知るという意味でプラスの面があったということでした。それはそれとして、いい教育として今でも残っているという話は随分前から聞いておりました。そういうことをやはり夜間学級の卒業生の方たちも感じておられて、申し入れしておられるのだろう

というふうを受け止めることができると思います。教育機会をできるだけ提示するという点では、そうしたことにむしろプラスの側面を見出していくということは必要なものではないかと思いますが、大竹先生がおっしゃったように、現実には随分生徒さんたちの数が減ってきていて、これをどうするのかということがあります。他方では外国人の生徒が非常に増えてきておりまして、逆に日本人も外国へ出て行きます。そのときに教育がどうなるのかということも、今後に向けては、これまで国際化というと国と国とがどんなふうに対処するのかということがメインでしたけれども、これも前に私が教育委員会で申し上げたことがあると思いますが、今は国を越えてグローバル化ということがむしろ課題となっているような点があります。私は自分自身の子どももそれから孫も外国でそうした対応を受けているということもありますので、できるだけ機会を設けておく必要があるということを感じているところです。実際に先ほど御説明いただいた点はまさにそうだと思うのですが、夜間学級で授業を受けなくてはいけない人たち、また受ける必要があると思っている人たちの戦後の部落差別であるとか、あるいは極端な貧困であるとか、それをカバーするために教育を停止していかなくてはいけないというような実態と少し状況が変わってきているということがございますので、これは御説明いただいたとおりだと思います。御提示いただいている心情はよく分かるのですが、そうしたこれからの大阪は日本の中でどういう役割を果たしていかなければいけないのか、そして日本だけではなくて、外国に向けてどういう役割を果たしていかなければいけないのかという観点からすれば、御指摘いただいているように心和中学校に新しく併設するということが積極的な意味を見出していくということを教育委員会でこれまでも議論してきたと思いますので、ぜひこの点を対立点として議論し合うのではなくて、同じ課題を我々みんなが共有し克服していこうではないかと思います。それが大阪の役割、そして日本全体のプラスになるのだという、そういう認識を共有化してこの統合に取り組んでいく必要があるのではないかと考えますので、ぜひ傍聴される方の中にもこうした観点をもっておられる方がおられると思うのですが、そうした認識を我々と一緒にしていただいて、これからの大阪の教育の重点化に協力して取り組んでいく姿勢をもつ必要があ

るではないかということで、よろしくお願ひしたいと感じています。

【大西指導部長】 ありがとうございます。我々もそういったお声をちょうだいしておるといふことでは認識はしてございますが、今、栗林先生がおっしゃってくださいましたように夜間学級を巡るニーズの多様化といふのは本当に近年、様々なケース、学びを求めて入学を希望される生徒の皆さんがいらっしゃるといふことで、今回の再編によつて、そういった指導の充実といふのが図れるものかなと我々としても考えてございますので、引き続きそういった対応に努めてまいりたいと考えております。

【平井委員】 学校再編について言えば、学校は地域の歴史と学校の歴史、その両方を併せもつています。再編しても学校の伝統と文化を不易流行のスピリッツで残していくような取組を考えていかなければならないと思ひます。その上で、いかに学びの選択の可能性を拓げていくかといふことです。学習指導要領には個別最適な学びと協働的な学びが打ち出され、山積するグローバルな課題に対して探究する姿勢を養おうとしていふます。現状を見れば、不登校が増加し、海外ルーツを持つ生徒も増えてきていふます。その意味で、再編後の学校運営が時代の要請に対応するものになるよう教育委員会事務局がしっかりとマネジメントしていつていただきたく思ひます。

【大西指導部長】 ありがとうございます。そのあたりにつきましては、先ほど申し上げましたように心和中学校の特例校としての取組も含めて充実したものにつなげていけたらと考えるとございます。

【平井委員】 広報も工夫してほしいです。心和の強みと期待できる効果は何かなど、そして何よりもノウハウの継承と新たなものの創造をうまく組み合わせ、生徒や保護者、地域の人々にわかりやすくしていただきたいと思ひます。

【大西指導部長】 ありがとうございます。そういったことを進めてまいりたいと思ひます。

【森末委員】 これまで何回か協議題とかあるいは説明とかを受けていふのですが、確認させていただきたいのですが、心和中学校の夜間、その定員はどの程度でしょうか。現時

点、はっきり決まっていなくてもいいかもしれませんが、考えていますか。

【大西指導部長】 これは心和中学校に限らずになろうかと思いますが、御希望いただいた方に在籍いただくという状況がございますので、特に夜間学級につきましては定員を設定するものではないと考えてございます。

【森末委員】 ただ施設のキャパシティの問題があると思いますが、あるいは教員の問題とか、ただ現状の人数は優に入る、こういう認識でいいですか。

【大西指導部長】 そうですね。教室も余裕がございますので、一定の皆さんには、御希望いただいた場合は、キャパの範囲では入学いただけるかと思っています。

【森末委員】 次に、日本語指導が必要な生徒が天王寺中学に増えているということが一つの理由になっていますが、これは心和中に通っていただいた場合に日本語教育をする教員、人的なパワーといえますか、何対何の割合でというのは具体的には決まっていないのですか。

【大西指導部長】 具体的な検討はこれからになろうかと思いますが、現在でも天王寺中学校また天満中学校等につきましては、そういった配置のほうは体制として整えているところがございますので、そういったところをどれぐらいの規模で進めていくかというのは今後の検討になろうかと思っています。

【森末委員】 そうすると、今の天王寺中学校で日本語指導をするよりも、心和中で行うほうが数的な問題というか、その辺は手厚くできるという認識でいいですか。

【大西指導部長】 そうですね。その辺の充実というのを心和中学校においては進めてまいりたいと考えております。

【森末委員】 文の里中と天王寺中を統合して、どちらかかということではなく、心和中ということなので、通学は、遠くなったり電車賃がかかったりするとか、容易に動けない人は大変だといったことはあるのですが、経過措置としては、令和3年度において在籍している方、令和3年度に初めて入った方とか、その時点で在籍している方については、経過措置的に希望によって天王寺中学校にそのまま通う、そういうことですか。

【大西指導部長】 そういったことで、入学時に御説明ができていないところと、今年

度をもって3年以上学んでいただいたという生徒の皆さんになろうかと思っておりますので、そういった方々にやはりこういった学びの場を提供するという事で考えてございます。

【森末委員】 逆に令和4、5年度に入られている方は、皆さん心和在籍していただく、残りたい、天王寺に行きたいと言っても、それは原則認めないということでもいいですか。

【大西指導部長】 入学時にそういったことは、御了解いただいておりますと我々は考えておりますので。

【森末委員】 そうすると入学時にどんな説明をされたのでしょうか。

【大西指導部長】 まだそのときには計画ということですが、最速で令和6年度の4月にそういった移転統合という計画があつて、そちらに通つていただくということになりますという御説明はさせていただいております。

【森末委員】 それは明確にされているということでもいいですね。

【大西指導部長】 両校の入学受付の際にしていると認識してございます。

【多田教育長】 それと交通費の件は、経済的な事情がある場合については法的な措置があるということになっていたと思うのですが、これは心和中学校でもすることになっているのでしょうか。変わらないのですか。

【大西指導部長】 同じようにそういった措置はされるものかと思つています。

【異委員】 今現在、大阪府としては47都道府県の中で、これは令和5年4月の時点なのですけれども最多の11校があります。この11校の中で大阪市には4校あるということで、市の規模でも私が調べた中では最多の夜間中学校があると思つております。ただ、その分、夜間学級に通学する方や卒業生の方が多数いらっしゃると思つますし、卒業後も多数多方面できつと御活躍されていることも推察できることから、統廃合に関してはいろいろな意見や思いが、これはあつて当然のことかと思つます。資料にも提示してあるように、いろいろな課題を書いていると思うのですけれども、市としての今後の方針や考えもあると思つますので、今後も引き続き丁寧な説明や対応というのを解決策も含めてしっかり皆さんが安心して通学できるように今後も進めていくべきかと思つております。やはり学びに早い遅いはない

と思いますし、私自身も 30 代で学び直しているということもあるのですけれども、より充実したものになるようにしっかり周りの意見を聞きながら、いい方向に進めていっていただきたいと思っております。

【大西指導部長】 本日、ご議決いただきましたら、まず今週末から来週にかけて当該校の生徒の皆さん、また教職員の皆さんには、我々として御説明を改めてさせていただくということと、またそういったお声をちょうだいしている皆さん方についても、丁寧にこういった方針等について御理解いただけるような説明を尽くしたいと考えてございます。

【多田教育長】 私自身も、今回の統合移転となりましても、これまでの教育の営みという歴史は新校に引き継がれ、その中で充実をめざしていくということになろうかと思えます。今回の目的が指導体制の充実ということでございますが、本日御意見もいただきましたように今後とも丁寧に取組を進めていきたいと存じます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案通り可決。

議案第 56 号「『識字・日本語教育基本方針』について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

前回 6 月 13 日の教育委員会会議でも協議をいただいたところであるが、本日は、この間いただいた意見や社会教育委員、識字・日本語教育に係る有識者の方や庁内の関係部局等からの意見も踏まえ、素案の最終案を作成した。全体的な内容については前回説明したとおりで、大きな変更等はないが、前回からの主な修正点を中心に説明をする。

第 1 章「1 目的」の、本市の外国籍住民の国籍・地域別の状況について、前回示したものではベトナム、ネパールの急増のことにのみ触れていたが、そもそもの本市の特徴として、古くから韓国・朝鮮籍や中国籍の方が多いという前提が漏れていたため、その点を追記している。また、平成 30 年 12 月の入管法改正については、前回日本語教育推進法と関連づけた記載にしていたが、外国人住民の増加について触れた部分に移動させ、万博の開催と併せて

増加が見込まれる要因として記載することとした。なお、日本語教育推進法については、その目的を追記した。次に、第2章「1国の動向」の「(1)入管法の改正」では、6月に決定された特定技能2号の受入分野の拡大について追記をした。「(4)日本語教育機関認定法」については、平井委員の御指摘も踏まえ追記した部分であるが、事前レクの際、平井委員から文言修正の指示もいただいたことから、登録日本語教員の制度の詳細等について、「その施行に向けて今後、詳細について検討されることとなっており、国の動向を注視する必要があります」と修正をしている。続いて、「大阪市における状況」「(1)大阪市の外国人住民の動向」においては、市民局で実施した外国人アンケートの結果から、主に日本語教育に関連する部分を記載しているところである。また、図表において、外国人の被差別体験について抜粋した結果を掲載していたが、かなり高い割合で被差別体験があることが分かっており、また本基本方針でも施策の内容として識字・日本語教室に関わる人々に対する人権学習の必要性等にも触れていることから、抜粋版ではなく詳細な結果のグラフを添付することとした。続いて、「(2)「識字・日本語教育体制に関する実態・ニーズ調査」の調査結果から」では、生涯学習担当で実施した「実態・ニーズ調査」について、その調査手法、ウェブでの回答であることや配布・回収状況等について、掲載しているホームページのURLとともに追記をした。「(4)大阪市の中学校夜間学級の状況」については、本市中学校夜間学級の経過について追記をした。第4章であるが、まず方向性1の「①入門・基礎レベルの日本語学習機会の充実」では、前回の竹委員の社会や時代の要請に応じたレベル・習熟度の検討も必要になってくるという指摘にも関連するかと思うが、入門・基礎レベルのことを中心に記載しているものの、施策の対象としては、文化庁の「日本語教育の参照枠」でいうと、概ねA1からB1を対象とするとしていることから、当面は入門・基礎レベルが中心になると思うが、将来的にはその次の段階、A2からB1についても学習機会の確保を検討していく必要があることを追記している。続いて、「②交流を通じた識字・日本語学習機会の充実」では、①で記載している入門・基礎レベルの学習と、この項で記載している交流を通じた学習とは必ずしも一方向ではなく、学習者が選択できることが重要であり、場合によ

っては同時に両方に参加するという事も考えられることから一文を追加している。「③多様な学習ニーズに対応した日本語学習環境の整備」では、子どもをもつ外国人に触れたところの最後に一文追加している。子どものうち、市立小中学校の児童生徒や若者層については触れているものの、就学前の幼児についてはプレクラスのみ記載となっており、また子ども、特に幼児については家庭教育の関連も深いことから、この段落で保護者の記載と合わせて子ども・幼児の日本語習得支援の必要性についても追記した。最後になるが、方向性4の「①識字・日本語教育の推進に向けた本市体制の構築」に、外国につながる児童生徒への日本語指導等との連携について追記をして、この間、平井委員より指摘いただいた日本語教師の確保や質の問題等々について連携し検討していくこととする。以上が主な変更点であるが、その他表現や表記の整理等を行っているところである。

本日、議決いただけたら、「(仮称)」も取り、7月初旬から「大阪市識字・日本語教育基本方針(素案)」についてパブリックコメントを実施していきたいと考える。その後、パブリックコメントの結果及びそれを踏まえた修正案について9月頃、教育委員会会議で協議いただいた後、議決いただけたら市長決裁により決定していきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 これまでもいろいろ意見を言わせていただいておりますけれども、今一度確認しますと、日本自体が今、少子化ということでありまして、外国籍を持つ方々が日本に入ってくる、増えてくるというのは、もうこれ必然だろうと考えます。そういう状況で、やはり同じ日本の中でいろいろ仕事をする、生活をするためには、コミュニケーションを自由にとれるということは非常に大事でありますから、そういう面では今回、識字あるいは日本語教育というものについて方針を策定されたということは、極めて時宜にかなった施策だと思っております。その中で、やはりこれだけいろいろなレベルの方、あるいはいろいろな部局、あるいは外部の方も含めて、いろいろな施策が展開されるということでもありますから、いかに実行状況を把握して、あるいは問題があればそれを改善するという、こういったPD

CAを回していくということが次の運用段階として大事になってくると思っておりますので、そういう面では、施策の進捗管理ということで、こういった推進部会というのを設けていただいたということは非常にありがたいことだと思っております。ぜひそういった意味で施策のPDCAというかフィードバックというのをぜひやっていただいて、本当にコミュニケーションがとれて、この中でいろいろな方が仕事あるいは生活をしやすくなるように運用していただければありがたいと思っております。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。御議決をいただきましたら、来月から早速この部会を開催いたしまして、実際にどういう施策が今現状行われているかの再確認と、これからどういうことをやっていけばいいかということを検討していく予定にしております。また、PDCAサイクルを回すという意味では、内部だけではなくて外部の方、現場の方の御意見なども聞きながら、そこを回していかないといけないということは認識しておりますので、重々心してやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

【異委員】 この内容に関しては特に異議はなく、次のステップの話になるかもしれませんが、今、お話にもありましたとおり外国籍の方も増加しているということで、今後の方針について誰に向けて発信していくかというところです。こういった情報を知りたい人がスムーズに情報を得ることができるように、例えば多言語の対応であったり、今はポチッと押したら言語が変換されるような時代ではあるのですが、そういった、できるだけ情報が欲しい方に大阪の識字・日本語教育の発信というところも、ぜひスムーズにできるように検討していただきたいと思えます。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。本基本方針につきましては、ルビ打ち版を作成して周知をしていこうと思っております。またいろいろな学習機会の提供に関しましては、多言語版のチラシを配布するというので、その際には外国人支援に関わる団体の方でありますとか、外国人コミュニティでありますとか、そういった方々のお力も借りながら連携してやっていければと思っております。

【平井委員】 言語学習はトレーニングに近いものがあり、近年、AI教材を活用して

自己調整による自学自習という取組が進められています。言語学習の場合、どうしても温度差が出てくるので、到達度に応じた4技能5領域での個別指導ができるような仕組みづくりを検討していく必要があるように思います。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。その点も含めて検討したいと思います。

【栗林委員】 ほかの委員の方々の御指摘のとおりだと思うのですが、私は自分の職務の中でこういうことを重んじ長いことやってきているもので、いつも予算との戦いなのですよね。ですので、御指摘のとおりですが、具体的にやっていかななくては行けないのですが、やはり取組の焦点化とか効率化をどうするかということです。私も長年こういうことでお金のことで苦労してきているものですから。やはり効率化していくためにどうするかという、そういう観点で取組を具体的に進めていくということはやっていかななくては行けないと思いますので、ぜひ具体論での取組になりますようよろしくお願い申し上げます。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。この間、委員の皆様方からもどこから重点的、優先的に取り組むのかということを検討してやっていかないと行けないということをおっしゃっていただいておりますので、とりあえずは入門編のところ、入り口のところのセーフティーネットとしての役割をどれだけ充実できるかというところから、まず取り組んでいけたらと思っております。予算はなかなか大変だと思いますが。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第15号「教育振興基本計画の中間見直しについて」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本計画は、令和4年度から令和7年度を計画期間としていることから、令和6年4月が中間となるため、今年度に前半期の取組状況を振り返り、中間見直しを実施してまいりたいと考える。本日は、中間見直しの方向性とスケジュールの案について説明を申し上げる。初めに、1の項目、横山市長の就任に伴い現行の計画を大綱とすること、中間見直しを実施する

ことについて確認を行い、了承をいただいていることを報告する。次に、2の中間見直しの方向性の案としては、一つ目が令和5年度での時点修正であり、二つ目が昨年度の全国学力・学習状況調査の結果を受け、理科に関する施策目標の追加を考えている。三つ目として、不登校については本市でも大きな課題となっており、文部科学省からも3月末に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策としてCOCOLOプランを作成した旨の通知があり、それを踏まえた取組を検討していく必要があると考えている。3の中間見直しに向けたスケジュール案として、12月に総合教育会議を設定させていただき、3月の市会議決をめざす方向で考えており、それに向けて区担当教育次長会議、実務部会の意見を聞きながら教育委員会会議で検討を進めてまいりたいと考える。また適宜、市長へ説明申し上げる予定である。なお、教育委員の皆様にご検討いただいた教育委員会会議として、現時点では本日以降4回を予定していたが、必要に応じて設定をさせていただきたいと考える。

また、国の動向として、計画期間を令和5年度から令和9年度として新たな国の教育振興基本計画が6月15日に閣議決定をされているので、参考に報告をする。

協議題第16号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（素案）」について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び大阪市教育行政基本条例第6条に基づき、市長及び教育委員会が毎年、教育振興基本計画に掲げる事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い作成するものである。6ページから69ページまでは、5月26日の教育委員会会議で確認をいただいた令和4年度の局運営方針の振り返りを活用して、局運営方針に掲げた最重要目標や基本的な方向、施策等についての点検評価を記載している。この部分については、全体の評価についての変更はないが、前回説明時点で集計中等であった4つの項目の数値の追記及び修正を行った。73ページより全体としての点検評価として、教育委員会としての総括を記載し、80ページより教育長及び委員の取組等

に関する自己評価結果として教育長及び教育委員の皆様よりいただいた自己評価を組み入れている。本日は、報告書（素案）として取りまとめたものを示しているが、今後、外部有識者から素案についての講評をいただき、それを組み入れて案としたいと考える。今回の報告書については、大阪教育大学、森田教授並びに大阪成蹊大学、加藤教授に学識経験者として講評をお願いさせていただく予定である。今後について、案については改めて市会提出予定案件として、9月の教育委員会会議において議決をいただき、市長の決裁を経て決算市会に上程し、本市ホームページに掲載、市民の皆様にご公表する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 81ページのその他の取組ですが、私は将棋大会に出席しました。72ページにその他の活動に将棋大会と入っているので、一応言っておきます。

【松浦政策推進担当部長】 はい、分かりました。

議案第57号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第58号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校の首席及び小学校の校長である。処分内容は、当該首席に対しては懲戒処分として停職3月、当該校長に対しては懲戒処分として戒告が相当と考える。事実の概要について、当該首席は、前任の小学校に在籍当時、令和3年5月から6月にかけて及び令和4年5月から11月にかけて、同校の教室、廊下、体育館また運動場において、14名の児童に対してたたく、蹴る、立たせる等の体罰行為を46件行ったというものである。発覚の経緯について、令和4年11月、当該首席が児童に対する体罰や暴言を行っている旨、匿名の情報提供があったために、当該校長が確認をしたところ当該首席は児童Aへの体罰行為を認めた

ため、認知している体罰行為を書面で報告するように指示をした。当該首席からの体罰行為の報告を受けるとともに、教育委員会による聞き取りを行ったところ、当該首席は体罰行為を認め、これらの行為について速やかに管理職に報告をすべきところ、これを怠っていたことを確認している。当該首席は反省の弁を述べている。また、当該校長は、当該首席の在籍時の校長を務めており、令和3年6月に児童の保護者から体罰を受けている旨訴えがあった際に、当該首席は自身が体罰をした旨を名乗り出て、その場で謝罪をした。校長は謝罪により保護者が納得したと考えて、令和5年3月まで教育委員会への報告を怠っていたところである。令和4年4月、児童の保護者から体罰を受けている旨、訴えがあった際も同様に、校長は令和4年12月まで教育委員会への報告を怠っていた。校長は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 校長が令和3年6月に保護者から報告があつて、そこでは納得したと考えて報告を怠ったということですね。こういうのはたくさんあるのかなと思います。どういう心理状態なのかということで、これはこういうことがあつたら必ず報告しなければいけないと分かっているはずなのに、やはり隠したほうが良いという心理的な動きがあるのでしょうか。そういうのがあるというのがやはりよくなくて、実際、その時点で報告していて、しっかり対処していれば、令和4年以降の体罰もなかったらろうし、そうするとこの教員もこんな重い処罰を受けない可能性もあつたわけなので、校長の罪も重いと思います。ここは本当にもう一度徹底して、いじめとか、あるいは体罰があれば、必ず小さくても報告することです。それは起こるより起こらないほうが良いでしょうけれども、それについて報告したことによって次の問題が起こらなくなる可能性があるので、そこは徹底していただきたいと思えます。

【上原教務部長】 ありがとうございます。まさに委員の御指摘のとおりと考えてございまして、今年度も先日の委員会会議で御報告をしました局内に設置するプロジェクトチームで、服務規律を刷新していくために、こういったケーススタディを通じて教員の研修体系、

人材育成体系を検証して改善をしていくということを、今年度、来年度で取組を検討しております。こういった事案が研修なり教員の人材育成の面で活用できるような事案だとも思いますし、しっかりと再発防止に向けて取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 59 号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校の主務教諭、処分内容は懲戒処分として、減給 3 月が相当であると考え。事実の概要について、当該教諭は、令和 4 年 9 月から令和 5 年 1 月にかけて、同校の教室及び運動場において関係児童の額を右手中指ではじく行為を複数回行ったというものである。発覚の経緯について、令和 5 年 1 月 23 日、関係児童の保護者から学年主任に対し事案に関する相談があり、同校の校長が確認したところ、当該教諭は体罰行為を認めた。教育委員会による聞き取りを行ったところ、当該教諭は体罰行為を認め、体罰行為の回数は明確ではないが十数回行ったとのことである。当該教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 少し教えていただきたいのですが、ひょっとしたらこれは保護者から申し出があったために、それはやはり暴力行為であると認定せざるを得なくなったという側面があるかと思います。いわゆるデコピンですか、それを繰り返していた教諭のほうは、注意喚起ぐらいのつもりでずっといたのでしょうか。特定の児童にするようになったということはあるにしても、こういうのは申し出られると、暴力行為に認定されるということを本当にはっきり分かっていたのかなという、そのところに問題があるのであれば、研修はどうだったのかということにもつながるのだと思います。捉えようによっては、被害者のほうか

ら言われれば教育委員会としては対処せざるを得ないと思います。だから、どういう処分として対処するかにしても、こういうことの研修をどういうふうにしていくかということは、教育委員会の課題でもあったのですけれども、聞き取りの中ではこの教諭の方はどんな感じなのでしょう。

【中野教職員服務・監察担当課長】 御質問の点につきましては、聞き取りの中では、研修を受けて体罰行為というものはどういうものかは認識していたけれども、デコピンという行為で、コミュニケーションの1つとしてやっていた部分があると、認識が弱かったというところは述べておりますので、そうしたことを踏まえたと、体罰行為ということは絶対してはならないということを改めて研修を行いますのと、ほかに研修に当たりましては、しっかり事案の振り返りということ、本人に校内研修を通じてしっかりしていただくことが非常に重要であると考えております。

【栗林委員】 ありがとうございます。分かりました。対応は対応としてせざるを得ないと思いますけれども。

【森末委員】 栗林先生がおっしゃったのはするどい御指摘だと思ひまして、デコピンが本当に体罰なのかということがあって、本当は問われるべきか分かりませんが、何年か前にもデコピンがありましたよね。そのときにも議論しましたね。

【栗林委員】 そうです。

【森末委員】 先生もいらっしゃいましたね。

【栗林委員】 はい。

【森末委員】 それがあって、そういう意味では、デコピンが体罰に当たり得るということは、その教員が知り得るべきであるのは間違いないですけど、知っていたかどうかということも大事になってくると思います。デコピンはもう体罰ですよということを明確にして、教員に研修などで周知するというのも大事だと思います。

【多田教育長】 周知の機会と捉えてよろしく申し上げます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 60 号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校の教諭、処分内容は、懲戒処分として減給 3 月が相当と考える。事実の概要について、当該教諭は前任校において、令和 3 年 8 月 27 日から同年 9 月 27 日にかけて、複数回にわたり虚偽の事由により、通勤緩和職務免除を申請し取得をしたというものである。本件の経緯等について、当該教諭は電車通勤を行うに当たり、通勤に利用する交通機関の混雑を回避するために令和 3 年 8 月 27 日から同年 10 月 8 日までの期間について、通勤緩和職務免除申請を行った。同校の校長は申請された内容を承認はしたものの、電車通勤の場合、通勤時間が自転車通勤の倍以上かかることに疑念を抱き、注意をして観察をしていたところ、学校近辺において車に乗り込むところを目撃し、その後も複数回その状況が続いたため当該教諭へ確認をしたところ、電車を使用せずに家族に車で送迎をしてもらって通勤をしていたことを認めたところである。当該教諭は 19 日間、往復合わせて 38 回のうち 27 回、通勤緩和職務免除を不正に取得していたというものである。なお、当該教諭は事案の発覚後、勤怠上の処理として職務免除を年次有給休暇に振り替える措置を講じている。通勤手当については記載のとおり手当の不正受給には該当しないが、実態として 3 分の 2 以上認定された経路により通勤をしていなかったために手当を戻入している。教諭は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 この処分は量定として異議はないですけれども、例えば今まで自転車通勤をしていて、列車通勤にすると倍の時間がかかる、こういう場合に家族による車での送迎というのは、申請をしたら認められる可能性はあったということなのではないでしょうか。正規にそういうことをやることができれば、こういう話にもならないので、そういうルールを知らなかったからこういうふうになったのか、もし申請したらどうなるかを教えていただけたらと

思います。

【中野教職員服務・監察担当課長】 通勤については、自動車等による通勤は真にやむを得ない場合を除き禁止しておりますが、真にやむを得ない場合といたしますのは交通機関の利用が著しく困難である場合等でございます。今回の事案について、もし申請があった場合には、そうした基準に照らして判断していくこととなりますが、かかりつけ医の病院で電車の乗り換え時の混雑時の通勤が母体、胎児の健康保持に影響があるといった説明を行って母子健康カードへの記録等をいただいておりますことからすると、もし申請が行われておりましたら、そうした真にやむを得ない事情に当たり得る可能性があったと考えてございます。

【栗林委員】 事前の打ち合わせで私も申し上げたのですけれども、この方はむしろ恵まれているのですよね。この方の両親に送り迎えをしてもらっているわけですよね。普通はなかなかそのようにしてもらえる立場の人は少ないです。社会全体としてそういうことはやはり厳密に規則は規則だから懲罰していくということかもしれませんが、教職に関しても教職に就く者が減っているという実態も生じているわけですので、そういうことを考慮していく必要を考えれば、大竹先生が言われたことは私も同じように感じます。本人の認識が少し緩かったということはあるにしても、状況としてやむを得ない事情もあるので、そういうところを見てあげる余地がないかなということを感じておるのです。ここはどうなのでしょう。

【上原教務部長】 ありがとうございます。実際、学校現場も非常に大量退職がここ15年ぐらい続きまして、大量採用で若い年齢層の教員が増えております。確かに今々もう本当に働き方改革のことでいろいろな御報告、御説明申し上げますように、教員の採用も非常に厳しい状況もございます。これから、やはり一人一人の教員が、自らの人生設計に応じてしっかりとワークライフバランスを取りながら勤務し続けられる環境というのは非常に重要だと考えておまして、今回のケースにつきましても、正規の通勤手当を受給しながら車で来るということではなしに、車で送ってもらえる事情があれば、そういった道で手続をいただければというようなことも可能であったかと思えますし、御指摘の趣旨、子育てをしながら、こういう妊娠の負担などを軽減しながら勤務ができる環境というのは重要だと考えて

おりますので、引き続き制度をしっかりと周知をし、そういった運用に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

【大竹委員】 すみません。あんまりこのような質問をしても仕方がないですけども、校長がこういう時間がかかるのは不思議に思ったということが書いてありまして、電車通勤を行った場合に自転車通勤の倍以上にかかることに疑念を抱いて注意して観察したというのは、それだったら話を聞いて正規に申請したらよいと言ってあげれば終わった話のような気がします。何となく少しねということは感じますね。

【栗林委員】 私も同じです。今回はマイカー通勤が認められた場合、そのときは短時間で来られるとか、この30分の時短というか職務免除は得られなかった、そういうことですね。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 そうですね。

【栗林委員】 という問題があるのはありますね。だから、この人が本当に30分のこの免除を得ようと思うと、公共交通機関で通うという前提で長くかかるから30分短くしてよということで捉えた、ただ少しお聞きしたいのが、マイカーの通勤を認めるときには、本人が運転するのか、家族が運転もしていいのか、それはどちらなのでしょう。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 制度上は原則本人ですけども、やむを得ない事情がある場合には、家族での送迎も申請に応じてあり得ることで。

【栗林委員】 そういう形のマイカー通勤も認めることはあり得るということですね。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 はい。

【栗林委員】 その場合は、通勤手当はどうなりますか。ガソリン代とか。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 一定の申請がクリアできれば、手当も制度上は認められます。ただ、制度上はそうした手当が支給されるということではありますけども、今のところ支給実績はないと確認しております。

【栗林委員】 ちょっと話がそれました。マイカー通勤が認められるかどうか、かなり特別な事情がありますよ、マイカー通勤が認められて、さらにガソリン代とかが出るの

さらに厳しい、そうおっしゃっているわけですかね。

【上原教務部長】 いや、認められれば支給されるということだと思います。

【中野教職服務・監察担当課長】 認められて、そうですね。一定の基準、申請書等、所定の様式が満たされれば出されるということです。

【栗林委員】 では、マイカー通勤が認められれば、その相応のガソリン代とか決まった額をもらえるのだけれども、実際はマイカー通勤が認められる実例が極めて少ないということですね。

【中野教職服務・監察担当課長】 そうですね。

【森末委員】 もうちょっと認めたほうがいいと思います。

【上原教務部長】 すみません。いろいろ議論があるところかとは思いますが、かなり以前に、平成 21 年度とか、22 年度あたりに、学校の教職員が届けをせずに電車の手当を受けながら車で常例的に通勤をしているケースなどが事案として多くございましたこと、また、市内は非常に交通至便なところに学校が他都市に比べてあるということから、割と厳格に車通勤というものではなしに、しっかりと公共交通機関を使うというようなことで運用してきたこともありまして、こういった厳しい状況になってございます。

【栗林委員】 柔軟に働きやすいようにしていただいたらというのが、運用の理にかなっているということです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
